	その他の香辛料																						
0910.91	**この類の注1(b)の混合物**																						
091091.110	1 カレー	7.2%	6.5%	5.9%	5.2%	4.6%	3.9%	3.3%	2.6%	2.0%	1.3%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
091091.210	(1) 小売用の容器入りにしたもの		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
091091.290	(2) その他のもの		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0910.99	**その他のもの**																						
	1 小売用の容器入りにしたもの																						
091099.911	－ 月けい樹の葉及びタイム		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
091099.919	－ その他のもの		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの																						
	－ 月けい樹の葉及びタイム																						
091099.991	－－ 破砕及び粉砕のいずれもしてないもの		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
091099.992	－－ 破砕し又は粉砕したもの		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	－ その他のもの																						
091099.993	－－ 破砕及び粉砕のいずれもしてないもの		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
091099.994	－－ 破砕し又は粉砕したもの		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

関税品目	品名	基準税率	１年目	２年目	３年目	４年目	５年目	６年目	７年目	８年目	９年目	１０年目	１１年目	１２年目	１３年目	１４年目	１５年目	１６年目	１７年目	１８年目	１９年目	２０年目	２１年目以降	備考
	第10類　穀物																							
10.01	**小麦及びメスリン**																							
	デュラム小麦																							
1001.11	**播種用のもの**																							
100111.010	－ 日本国政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う日本国政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	
100111.090	－ その他のもの		U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	
1001.19	**その他のもの**																							
100119.010	－ 日本国政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う日本国政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	
100119.090	－ その他のもの		U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	
	その他のもの																							
1001.91	**播種用のもの**																							
	－ 日本国政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う日本国政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの																							
100191.011	－－ メスリン		U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	
100191.019	－－ その他のもの		U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	
	－ その他のもの																							